

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成28年6月29日認可した。

平成28年7月8日

香川県知事 浜 田 恵 造